

令和7年第12回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年12月4日(木) 13時00分から 14時05分

2. 開催場所 香美市中央公民館1階大ホール

3. 出席委員 (16名)

会長 19番 岡田 修一

会長職務代理 10番 小松 和啓 17番 岡本 博臣

委員 1番 竹村 純吉 2番 藤原 新市 3番 宗石 大輔
5番 堤 昭雄 7番 上島 陽子 8番 西村 広幸
9番 竹村 雄介 11番 門脇 義人 13番 三木 克司
14番 森田 良彦 15番 竹平 豊久 16番 三谷 富重
18番 有光 収三

4. 欠席委員 (3名)

4番 西尾 文彰 6番 村上 千世 12番 山内 茂

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号 非農地証明願いについて

第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について(報告)

第4号 香美市農用地利用集積等促進計画について(諮問)

第5号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 和田 雅充

事務局次長 岡村 昭彦

事務局主幹 高月 陽生

農地班長 恒石 政志

農地係長 沖 好子

7. 会議の概要

開会 (13時00分)

事務局	それでは、香美市農業委員会会議規則第3条 会長は議長となり、議事を整理する。となっていますので、議長を会長にお願いします。
議長	はいみなさんこんにちは。 大変ちょっと涼しく、涼しいというより冷やくなりましたね。先月17日に前会長原心一さんが、県の産業功労賞の、長年の功績があったということで表彰を受けました。それをご報告しときます。
議長	それでは、本日は議案の訂正はありませんので、本日の会にあたりまして、議事録の署名人を指名させていただきます。三木委員、そして有光委員にお願いします。よろしくお願いします。ごめん、三谷委員さんでした。すみません。 本日の欠席は山内委員と村上委員と西尾委員です。 それでは順次、会に入っていきたいと思います。 議案書に沿いまして議案第1号農地法3条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	はい、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてです。案件は11件となっています。順次説明をさせていただきます。 1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町佐野の農地で面積261㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。 2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町植の農地2筆で合計面積464㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。 3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町岩次の農地3筆で合計面積2,482㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。 4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町菰生野と美良布の農地2筆で合計面積402㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。 5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町猪野々の農地3筆で合計面積679㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。 6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町猪野々の農地3筆で合計面積1,129㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は6です。 7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町朴ノ木の農地で面積165㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は7です。 8番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布の農地で面積456㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は8です。 9番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町谷相の農地19筆で合計面積2,901.91㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は9です。 10番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町有瀬の農地で面積1,236㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は10です。

11 番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町蕨野の農地で面積 44 m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は 1 1 です。

農地法第 3 条第 2 項各号の判断基準につきましては事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件に該当しないものと判断されます。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたのでただ今より質疑を行いたいと思いますが、ご質問がある方は挙手をしていただきたいと思います、何かございませんか？

議 長 格段ないようすがいかがでしょう。

—— 質 議 な し ——

議 長 無ければ採決に入りたいと思います。ご異議ございませんね？

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
続きまして議案第 2 号非農地証明願いについて、説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 号非農地証明願いについて説明致します。

1 番、申請地は土佐山田町町田字カラホリ 358 番 1、地目は畑、面積は 223 m²、外 1 筆、計 2 筆で合計面積 237 m²、利用状況は庭、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は門脇委員で資料は 1 2 です。

2 番、申請地は土佐山田町船谷字陰野荒 36 番 2、地目は畑、面積は 135 m²、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は森田委員で資料は 1 3 です。

3 番、申請地は土佐山田町字長谷川丸 172 番 2、地目は畑、面積は 218 m²、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は永森推進委員で資料は 1 4 です。

4 番、申請地は土佐山田町字古町 1659 番 15、地目は畑、面積は 25 m²、利用状況は通路、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は西村委員で資料は 1 5 です。

5 番、申請地は土佐山田町百石町 2 丁目 146 番、地目は畑、面積は 46 m²、利用状況は駐車場、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員

は竹村雄介委員で資料は16です。

6番、申請地は香北町猪野々字井ノソ東サコ1352番2、地目は畑、面積は119㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は山本推進委員で資料は17です。

以上です。

議長

はいありがとうございました。補足説明を門脇委員にお願いします。

農業委員
(11番)

参考資料12を見てください。現場は楠目小学校を南にずうっと行って■■■■を南に渡り切った所になります。それで、屋敷の中にある所で、今はもう現在庭の中、庭地として庭の改修用の木とかそういうものを植えて、農地としては全然使えない、使わないという状態になっております。以上です。

議長

続いて森田委員お願いします。

農業委員
(14番)

資料の13をご覧ください。場所は工科大学の正門の東側になります。■■■■のもう一つ東になります。申請地の周りには申請地の下にある農地が本人の土地であり、別に問題ないと思います。以上です。

議長

はい、続いて永森推進委員お願いします。

推進委員
(1番)

資料の14の1、2をお願いします。場所はですね、あけぼの街道から山田の■■■■向けに北向きに曲がって駐車場のすぐ裏になります。で、今現在写真のとおり砂利が敷いてあって、あと道路になっていると。で、奥の方は今壊してありますが家が建ってましたのでこのまま宅地で利用、ということで問題ないと思います。

議長

はい、続いて西村委員お願いします。

農業委員
(8番)

資料の15の1を見てもらったら。国道の中村石材の所をずうっと南へ下りてきた所に川を渡って■■■■の工場があります。その南です。先月の委員会の時の3条でしたか、一つ畑がありました。それは通りましたけど、これがちょっと農地じゃないということで取り下げになっちゃった所です。その委員会の後に連絡がありましたので現地を見に行き確認をしました。前もここずうっとこんなきれいになっちゃあせざったですけど、農地としては使っていませんでした。通路として使ってましたので、問題はないと思います。また、北も全然農地というなにはありませんので、周りも家とかばっかりです。なので、問題はないと思います。以上です。

議長

続いて竹村委員、お願いします。

農 業 委 員
(9 番) 資料の 16 になります。場所は国道 195 号沿いで、■■■■病院の斜め前の■■■■の前辺り、向い辺りになります。長い間駐車場、まあ写真見てもらったら分かるとおりにコンクリート舗装されて長い間駐車場として使われてるので、特に問題ないと思います。

議 長 続いて山本推進委員お願いします。

推 進 委 員
(14 番) 資料 17 になりますが、所有者、申請人の方、存じておりますが、私も同じ年代でありますけども申請者が生まれる前辺りから建物が建っておったようであります。ので、問題ないかと思います。以上です。

議 長 はいありがとうございました。それでは議案第 2 号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね？

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議はございませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、それでは議案第 2 号非農地証明願いについてですが、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
それでは続きまして議案第 3 号農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について、説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告第 3 号農地法第 18 条第 6 項解約通知報告についてです。
報告案件は 2 件となっておりますのでよろしくお願いいたします。
1 番、申請地は土佐山田町林田の農地で面積 450 m²、外 2 筆、計 3 筆で合計面積 2,403 m²、貸し手及び借り手、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。

2 番、申請地は土佐山田町下ノ村の農地で面積 789 m²、外 1 筆、計 2 筆で合計面積 1,507 m²、貸し手及び借り手、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。

以上よろしくお願いいたします。

議 長 はい、議案第 3 号、第 18 条第 6 項解約通知報告についての説明がありました
ましたが、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようでしたらこの件につきましては報告案件ですので、報告のみ
とさせていただきますと思います。
続きまして議案第 4 号香美市農用地利用集積等促進計画について説明をお
願いします。

事 務 局 はい、議案第 4 号農用地利用集積等促進計画について補足説明をいたしま
す。

まずは農業公社による中間管理事業の売買事業になります。

1 番、土佐山田町植の農地 2 筆、合計 7,960 m²を土佐山田町の■■■■さんから農業公社が購入します。この後、土佐山田町の■■■■さんが購入し、施設野菜ニラを栽培します。資料は 18 です。

続いて、貸借権になります。

1 番、土佐山田町楠目の農地、1,565 m²を土佐山田町の■■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、土佐山田町の■■■■さんが借り受け、ネギを栽培します。資料は 19 です。

2 番、土佐山田町の農地 2 筆、合計 1,238 m²を土佐山田町の■■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、土佐山田町の■■■■さんが借り受け、野菜を栽培します。資料は 20 です。

3 番、土佐山田町町田の農地、2,348 m²を土佐山田町の■■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、土佐山田町の■■■■さんが借り受け、施設野菜ヤッコネギを栽培します。資料は 21 です。

4 番、土佐山田町山田の農地 3 筆、合計 2,787 m²を土佐山田町の■■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、土佐山田町の■■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は 22 です。

5 番、香北町美良布の農地 2 筆、合計 1,665 m²を香北町の■■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、香北町の■■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。資料は 23 です。

6 番、香北町美良布の農地、1,449 m²を香北町の■■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、香北町の■■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。資料は 24 です。

7 番、香北町太郎丸の農地 4 筆、合計 2,342 m²を香北町の■■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、香北町の■■■■さんが借り受け、水稻、露地野菜を栽培します。資料は 25 です。

8 番、香北町谷相の農地 2 筆、合計 2,564 m²を香北町の■■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、香北町の■■■■さんが借り受け、果樹柚子を栽培します。資料は 26 です。

9番、香北町谷相の農地2筆、合計1,006㎡を香北町の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、8番と同じ■■■さんが借り受け、果樹柚子を栽培します。資料は27です。

10番、物部町仙頭の農地3筆、合計2,456㎡を物部町の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、8番、9番と同じ■■■さんが借り受け、果樹柚子を栽培します。資料は28です。

11番、物部町仙頭の農地、1,748㎡を高知市の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、8番、9番、10番と同じ■■■さんが借り受け、果樹柚子を栽培します。資料は29です。

以上です。

議長 以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

——— 質 疑 な し ———

議長 格段ないようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議はございませんか？

——— 異 議 な し ———

それでは議案第4号について賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
それで事務局より何かありますか？

事務局 私の方から何点かご説明させていただきます。

先月の11月17日にですね、鳴門市から視察団が見えまして、鳴門の農業委員会の委員の皆様にお越しをいただきました。永森推進委員の方にはすごくお世話をさせていただいて、ご面倒掛けました。すごく好評でして、また見たいと。おまんらあにも来てもらいたいという話で、すごく打ち解けて、時間も一時間以上超過して帰って行きました。また機会がありましたらこちら鳴門へ行ってまた話もしてみたいという話も会長さんともさせてもらってます。永森委員には大変お世話になりました。ありがとうございました。

それからですね、さきほど会長の方もおっしゃってましたけれども、11月27日に農業委員会の全国代表者集会というものがあって行ってまして、色々説明がありました。さきほども申しましたとおり地域計画の中でですね、白地が多いと。10年後の耕作者が決まっていない農地が高知県全体でいうと6割あるということで、なかなか10年後を見渡した場合に耕作者が

なかなかいないというのが高知県の実情やということを、国会議員、それから農林水産省にも説明をして参りました。

それから要望事項としましては、今回の米政策もそうなんですが、政府の方針がころころころころ変わるんで、いったい農業者はどこを見て来年の作付けを考えていっていいのか分からんという話が他の市町村の会長さんからも出まして、で、一貫した農業政策というものに取り組んでいただきたいということで要請をしております。また田舎の方はですね、水路を直したりとか、そういったことに関しても市役所の税金分を使い、そりゃ当然住民の方に税金も負担をしていただいているんですが、それだけやのうて農業者やないに関わらず田役というもんには出て行ってみんな農道水路の維持ってものにはみんなが協力してやりゆう。都会は全然そういったことをやらない。これは全部地方に任せて都会は知らんブリかえという話もさせてもらいました。ほんでまあそういったところから含めて地方だけでは解決がつかないことには国全体で取り組んでもらいたいという要望もしております。

それとですね、今回その議会が始まっておりますが、一般質問が今回たくさんございまして、その中でちょっと皆さまにお詫びをしちよかんといかん点もありますので、お伝えさせていただきたいですが、中間管理機構を使ってですね、その方が持たれてる農地を全部貸した場合に固定資産税が2分の1に、3年から5年間減額になるという制度がありまして、それが平成29年から始まっておつてですね、で、これが他の県でそれが十分にできてないという記事が朝日新聞に出まして、それで高知県の方もですね、全市町村調べたところ、夏に調べたところ無いという報告やったんですが、それが実はあるということが香美市の方でも分かりまして、いまその対象者を絞り込んでお詫びの通知も出さんといかんところなんです、いまのところ10件程度あるということが判明しております。これにつきましてもですね、随時対応していかないかんところでございますが、まずはちょっとこの対象者というのがすごく複雑でして、その制度自体もあやふやな点がたくさんございましてそこをちょっとさびわけしながら対象者には鋭意お話をさせてもらって、謝罪に行くと。それからお金についてもお支払いさせていただくということでさせていただきたいと思います。で、委員の皆様にもひょっとこういうことで、この前高知新聞にもこれが出てましたけれども、ひょっとお問い合わせらあがあつたら農業委員会が調べゆうきということを言うてもらえたら非常にありがたいと思います。

それとですね、もう1点が永野地区の風車の話なんです、それが今回一般質問にこれが出てまして、大きな橋をかけて山の上へ上がるという計画があるけどそれは農業委員会が許可を出したり相談を受けたりしちゅうかという質問が出てまして、これ全く相談もなく、それからまたそういったやり方はできないということを最初に説明してるのにも関わらずですね、そもそもあのずっと道を付けたままにしちよくというような転用のやり方はできないという説明を夏ごろに、この会社が見えた時にですね、説明をしてあつ

たんですが、そういったものを付けるということを地元に話をしたらしいです。これはちょっとあの私どもが説明をしたことと全然違うことをやってるやないかということで、抗議もさせてもらうてます。今回風車を付けるにあたってですね、仮に工事の道がある場合にも、一時転用しか一種農地の所はできませんので、もしそういったことをですね、お聞きになられた場合はそれはちょっと間違っておられるよということをご説明いただけたらありがたいです。

それとですね、あと最後ですが、ちょっとさきほど原会長の産業功労賞の説明がありましたが、来年のですね、新年会に原会長来てもらうようにしてしますので、その時はお酒をついじゃってもらえたらありがたいと思います。本人も来たいとおっしゃってましたので、1月の最初の定例会の後にまたご参加いただけるということで、またよろしく願いしたいと思います。私の方からは以上です。

議長　それで、地域計画のことですけど、去年の暮れから今年の初めに皆さんには大変お世話になりました。これ、ブラッシュアップを国の方がせえというんですが、主体は市町村ですから、香美市は農林課が主体になるんですけど、この運動というのが法定事項というのがあるんですが、意志の把握、話し合いへの参加、素案の制作、計画に従った権利の設定、とか色々ある。それから運動論もありますが、まだその話し合いもできてませんので具体的なことは分かりません。農林課とまた相談せないかんと思いますが、また決まりましたら皆さんにご迷惑かけるとありますが、地域の方々と話し合いに向けて参加していただくようにお話を進めてもらいたいと思いますが、よろしくお願いします。

それと、そういったことを全国農業新聞、これに書いてますので、取ってない方はぜひ取ってください。この宣伝もせないかんので。お願いします。

議長　それではどうしますか？休憩取る？

事務局　すいません、ちょっと前の話になるんですけど、案件で諮らせていただいた件で、4条の転用で■■■■の■■■■さんという方の案件で夏ごろお諮りさせていただいたものがあるんですけど、ここの会はオッケーしてもらったんですけど、次、一種農地でしたので、常設審議委員会という農業会議の県のところで諮ろうとしてたんですが、ちょうどその■■■■さんの宅地分の土地の前の農地だったんですけど、その宅地の所いま家を壊して、家を建てて前の所を駐車場につていう想定で、当初貸し駐車場で4条転用かけようとしてたんですけど、結局その駐車場にしようとした所の隣接した所の建物に、まだ売れてないんですけど、それを建てて買う人が決まったらそういう駐車場ということにもなりますけど、■■■■さん自身は貸し駐車場でつていうことになると、借りる相手は誰ですかって話になって、それじゃ通じませんってことになりましたんで、ちょっとまだ取り下げの書類きちっと出てとかできてな

いんですけど、通せれんという話になったので、通すやったら宅地の部分に誰か家を購入して建ててっていうことがあった上でその駐車場も転用かけれるやったら分かりますよという話になったんで、こちらでは通らしていただいたんですけど、まあ、いかんでという話になってしまいましたんで、それをちょっとご報告です。

それともう1件は分家住宅で■■■■の案件なんですけど、■■■さんという方の案件で、それもうちも通して一種農地ですので常設の審議会も通して県まで行ってあと一歩で許可が下りるとこだったんですが、なんか家庭の事情でご破算になったということで、取り下げを出していただいて、せっかく分筆とかもしてきれいにやろうとしてたんですが、家庭の事情だということでやりましたので、ちょっとご報告です。以上です。

議長 そしたら2時15分から農用地利用最適化推進委員会の会を始めたいと思いますので、それまで休憩にいたします。

閉会（14時05分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

長

岡田修一



署名人

三木克司



署名人

三谷富重

